

2020.6.22

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

◆子ども子育て支援交付金の要綱が改定される（一時預かり事業の補助拡充など）◆

5月20日、「子ども・子育て支援交付金の交付について」の改正通知が内閣府HPにて示されました。今回、特に一時預かり事業について大きな拡充がなされております。一時預かり事業の充実については、配置基準を満たす職員配置を可能とするべく、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について実勢に見合った補助基準額に充実するため、「職員2人分の人件費+事業費等」を目安として基本分単価が設定されました。

（交付要綱より一部抜粋）

年間延べ利用児童数300人未満：1,600,000円→2,607,000円（1,007,000円増額）

〃 300人以上900人未満：1,763,000円→2,997,000円（1,234,000円増額）

多くの事業者において赤字事業であった一時預かり事業ですが、年間利用児童数900人未満の場合は単純に100万円以上の収入増が見込まれることとなりますので、非常に大きな拡充であると言えます。

また、年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分についても、20,000人の区分まで段階的に補助基準額が設定され、それ以降についても別途協議とする仕組みが設けられました。

このほか、障害児や多胎児を預かる場合の加算として、児童一人当たり日額3,600円の「特別支援児童（障害児・多胎児）加算」も新設されています。

なお、一時預かり事業以外の事業においても、利用者支援事業や放課後児童健全育成事業などで障害児関連の加算が新設されています。

待機児童の解消や出生数の減少など、就学前児童施設のおかれる環境は年々厳しくなっていますが、国の制度の変化を踏まえ、各園の対策を検討する余地がある言えそうです。

詳細は下記URLの交付要綱をご確認ください。

子ども・子育て支援交付金 交付要綱 改正後全文

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r020520/kaisei\\_zenbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r020520/kaisei_zenbun.pdf)

## 新旧対照表

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r020520/shien\\_koufu-1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r020520/shien_koufu-1.pdf)

### ◆臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて◆

6月17日に、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」が通知されました。保育所等における教育・保育の提供体制の維持のための特例的な取扱いとして、2月以降は公定価格等の減額を行わずに通常どおりに算定し、施設等の収入を保証していることから、4月のFAQで示されたように「賃金や賞与を通常通りに支払うこと」を改めて通知するものです。

#### 通知の要点

- ・公定価格等の支給が通常通りであり、収入が補償されていることから休業手当として平均賃金の6割の支払いではなく、休ませた職員にも通常通りの賃金や賞与等を支払うこと。

- ・雇用形態（常勤・非常勤、正規・非正規など）の違いのみに着目して異なる取り扱いを行うことは適切ではない。

- ・2月から実施している公定価格等の特例的な取扱いを明確化したものであり、適用は2月に遡及して行い、会計年度が終了している場合でも減額分を一時金等により支払うこと。

- ・公定価格等が保育所等において適正に使われているかについては、もとより指導監査の対象であるが、市町村においては今般の取り扱いも踏まえて適切な指導等を行うこととする。

- ・公定価格以外の収入に減収がある場合であっても、雇用調整助成金等を活用してできる限り通常通りの賃金を支払うことが望ましい。また、これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合においても、必要最小限の減額にとどめ、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められる。

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000640961.pdf>

◆緊急事態宣言後の園運営についてアンケートご協力をお願い◆

今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、各園及び法人様におかれましてはこれまでになく対応に追われていることと推察いたします。当事務局においてはこのような未曾有の事態において、少しでも会員の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。つきましては今後のサポートの参考として、アンケート（所要時間約5分）にご協力の程よろしくお願い致します。

●アンケート回答フォームはこちら● （回答期限 6/30（火） 18：00まで）

<https://forms.gle/DtkwWbygUfybKSoB6>

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331（代表） FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail [supportdesk@fukushi-hyouka.net](mailto:supportdesk@fukushi-hyouka.net)

|||||